

ふるさとを戦争の拠点にさせない!

航空自衛隊小松基地に2025年よりF35Aステルス戦闘機4機が配備されることが報道されました(4年後には304飛行隊に入れ替わり20機体制にするというもの)。11月9日から26日に三沢基地からF35Aが訓練のため来ました。

騒音測定と配備撤回を申し入れ

県平和委員会は、この間に騒音測定を実施しました。天候が悪く半日のみの測定となりましたが、F15機と比べて10~20デシベル高い値を記録しました。また、昨年12月22日には近畿中部防衛局に「配備計画の撤回」を求めて申し入れを行いました(下記に掲載)。併せて小松基地に対して「部品落下事故

の原因究明と住民への説明」を求めました。近々小松市へも申し入れを行う予定です。

昨年12月9日にはF15が米軍のB52戦略爆撃機と「共同訓練」を行っています。これらの事実から小松基地の役割が従来以上に米軍と一体となった攻撃的性格を帯びた基地となることが明らかです。

攻撃の拠点基地となることは、万一の場合相手側から真っ先に攻撃を受けることになる大変危険な「場所」となることを意味します。こんなことはなんとしても防がなければなりません。

憲法9条に基づく平和外交を基軸とした政策遂行をもとめて運動を強めていきましょう。

小松基地でF15機と米軍のB52戦略爆撃機との共同訓練がひんぱんに実施され、F35Aの配備計画で「専守防衛」から「敵基地攻撃基地」に変貌しようとしています。

◆当面の主な活動◆

- 1月15日⑤「沖縄連帯街頭宣伝」12時、エムザ前
- 1月22日④「北陸原水協学校」14時、「みのり」などでオンライン視聴
- 1月27日⑥「第23回新春のつどい」14時、県労連会館3F
- 2月11日⑧「建国記念の日反対集会」10時、近江町交流プラザ

ニュース フラッシュ

- 11月23日 「核禁条約に日本政府も批准を」 「署名推進連絡会」発足集会
- 24日 「怒りのデモ」で山野氏が決意表明
- 12月8日 「平和を守るつどい」
- 11日 日本平和委員会「基礎組織づくり」オンライン交流会
- 15日 沖縄連帯街頭宣伝
- 20日 「小松基地爆音訴訟控訴審口頭弁論」柴原事務局長、納口さんが傍聴
- 2022年
- 1月1日 尾山神社前で「元旦署名」

小松基地司令
石引大吾 様

F15戦闘機の部品落下事故原因の徹底究明と 原因・再発防止策の住民への説明を求める申し入れ

2021年12月22日

石川県平和委員会

事務局長 柴原和美

清潔で明るい小松をつくる会

代表委員 東 洋子

小松基地は、9月6日に訓練中のF15戦闘機から翼の部品(約109g)が落下し、原因は不明、被害は確認されていないと10月29日に発表しました。落下が確認されてから、1ヶ月以上も経ってからの発表である。しかも、本年2月にも同じ部品を落下させる事故を起こしている。

10ヶ月間に、同様の事故が繰り返されていることは重大である。しかも、前回の事故から10ヶ月経過しても原因を公表せず、どのような再発防止策がとられたのか明らかにしていない。「事故の発生を直ちに公表しない」「原因を明らかにしない」「再発防止策を明らかにしない」体質は、重大事故に繋がる要因となりかねない。

小松基地では、2011年10月7日にF15戦闘機が燃料タンクと部品を落下させる事故を起こし、建物の一部を破壊させている。落下事故の度に、基地周辺及び飛行経路周辺の住民からは、「次は何が落ちてくるのか」と不安の声が上がっている。

小松基地は、住民の不安の声に答え、住民を巻き込む恐れがある事故については、直ちに公表するとともに、飛行訓練を中止し一斉点検と徹底した原因究明をおこなない、原因と再発防止策を住民に説明をおこなうべきである。

以上の点から、私たちは次のことを求める。

記

1. 住民を巻き込む恐れがある事故について、直ちに公表すること
2. 事故発生時、直ちに飛行訓練を中止し全航空機の一斉点検をおこなうこと
また、徹底した原因究明を行うこと
3. 事故原因と再発防止策を住民に説明すること

以上

近畿中部防衛局
局長 竹内芳寿 様

小松基地への「F35A戦闘機」の配備計画の撤回を求める要望書
2021年12月22日

石川県平和委員会
事務局長 柴原和美

清潔で明るい小松をつくる会
代表委員 東 洋子

F35A 戦闘機の航空自衛隊小松基地への配備 について、次の3点から、配備計画を撤回するよう要望する。

第1に、米国防総省運用試験評価局の2020年度年次報告では、昨年10月2日現在で871件の欠陥が検出されており、うち10件は作戦の有効性や安全性に影響を与える「カテゴリ1」に分類されている。近畿中部防衛局は、「課題リストを得て、飛行の安全に影響する問題はないと確認」したと説明しているが、どのような課題があったのか、また問題ないと確認した根拠は何なのか住民の不安を払拭する説明になっていない。

米軍事専門紙「ディフェンス・ニュース」(電子版)は、一昨年6月12日付で、「操縦席内の気圧が急変し、パイロットに障害を及ぼす」と指摘している。

また、2019年4月の航空自衛隊F35Aの青森県沖盛落事故に関し、防衛省の報告では、「エンジン制御、操縦、電気系統等の不具合について「完全には否定できない」と述べている。最近では、三沢基地のF35A戦闘機が12月8日に「コンピューターシステムの不具合」で函館空港に緊急着陸している。

欠陥の多さから「F35は欠陥機」との指摘もあり、小松基地への配備は、住民やパイロットを危険にさらすことになる。

第2に、F35戦闘機は単発で小型ではあるが機体重量が重く、搭載エンジンは戦闘機用としては最大級の推力で、その推力は双発機であるF/A18スーパーホーネットに匹敵するとも言われている。

近畿中部防衛局の資料でも、「飛行時の騒音値については、F15より4~10dB程度高い」と記述されている。さらに、11月9日から26日まで実施された小松基地のF15戦闘機との訓練の際に独自で実施した騒音調査では、前後に着陸したF15戦闘機よりもF35A戦闘機の方が騒音値が高かった。

「小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定」(1975年10月4日)では、「騒音を発生源で防止するため、器材の改良を心掛ける」と約束している。また、小松基地爆音訴訟高裁判決(名古屋高裁金沢支部 2007年4月16日)は、「受容限度を超えて違法な航空機騒音」と述べている。にもかかわらず、現在配備されているF15戦闘機よりも騒音値が高いF35A戦闘機を配備することは、地元住民への更なる騒音被害拡大に繋がりがねない。

防衛省は、協定を遵守すべきであり、名古屋高裁金沢支部の判決を厳密に受け止めるべきである。

第3に、F35A戦闘機は、現在小松基地に配備されている「要撃戦闘機」であるF15戦闘機とは異なり、兵器や装備品を変更することで、要撃、各種攻撃任務、偵察などの様々な任務に投入できる多任務戦闘機(マルチロールファイター)である。対地・対艦の巡航ミサイル(JSM)を搭載し攻撃任務を付与されることになれば、「専守防衛」の枠を超える懸念がある。F35A戦闘機の配備によって、小松基地が「対領空侵犯措置任務の基地」から敵基地攻撃能力を持つ「攻撃基地」に変質することになり、周辺国との間で緊張を高めることになる。

以上のことから、私たちは次のことを求める。

記

1. 小松基地へのF35A戦闘機の配備計画を撤回すること